

令和3年度

牟岐町職員採用試験案内

令和3年7月1日

牟岐町

〒775-0006

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4

電話 0884-72-3412

受付期間 7月20日（火）～ 8月3日（火）

第1次試験日 9月19日（日）

- (1) 郵便による申込みは、8月3日までの消印のあるものに限り受け付けます。
- (2) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程を変更する場合は、牟岐町のホームページでお知らせします。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

- (1) 申し込みできる「試験区分」は、一つに限ります。
- (2) 申し込み後は、「試験区分」の変更はできません。

試験区分		採用予定人員	職務の内容
一般事務	高等学校卒業程度	1名程度	牟岐町において、一般行政事務に従事します。
一般事務	障がい者対象	1名程度	牟岐町において、一般行政事務に従事します。

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

試験区分		受験資格
一般事務	高等学校卒業程度	昭和62年4月2日～平成16年4月1日までに生まれた者。
一般事務	障がい者対象	昭和52年4月2日～平成16年4月1日までに生まれた者で、受験日当日(令和3年9月19日)において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者。 ① 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がい有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。) ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳 ③ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療養手帳若しくは児童相談所、知的障害更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書

「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 当町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び試験場

区 分	試 験 日 時	試 験 場
第1次試験	令和3年9月19日(日) (1) 開場時間 9時00分 (2) 試験時間 10時00分から 12時00分まで	四 国 大 学 (徳島市応神町古川字戎子野 123-1) ※送迎に限り、正門からの車の乗り入れを認めます。警備員の誘導に従い、所定の場所で乗降してください。 なお、付近に受験者並びに送迎専用の駐車場はありません。
第2次試験	令和3年10月以降 (日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

※障がい者の方で身体上の理由により、自家用車での来場や車いす、拡大鏡などの使用を希望する(各自で用意ください。)など受験に際して、試験場等に何らかの配慮を必要とされる方は、受験申込書別紙(調査票)にその旨を必ず記入ください。なお、記入のない事項については、試験当日に対応できない場合があります。

4 試験の方法及び内容

区 分	試験種目 (出題数)	時 間	方 法 及 び 内 容
第1次試験	教養試験 (40題)	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。

区 分	試験種目	方 法 及 び 内 容
第2次試験	論文試験	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。
	口述試験	主として人柄、性格等をみるため、個別面接を行います。

5 受験手続

(1) 申込用紙

申込用紙は、牟岐町役場総務課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員試験請求(試験区分〇〇〇〇)」と朱書し、あて先を記入し、120円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 受験申込先

牟岐町役場総務課宛(〒775-0006) 海部郡牟岐町大字中村字本村7-4

(3) 受付期間

ア 申込受付期間内の執務日(月曜日から金曜日)の午前8時30分から午後5時までに牟岐町役場総務課に提出してください。

イ 郵便による申込みの場合は、封筒の表に「試験申込(試験区分〇〇〇〇)」と朱書し、必ず「一般書留郵便」により牟岐町役場総務課宛に送付してください。

この場合は、受験申込書の郵便はがきにあて先を記入し、63円切手を必ずはってください。

(4) 提出書類

職員採用試験受験申込書1部(所定の申込用紙を使用すること。)

(5) 受験票

ア 受験票は申込みの際に交付します。

イ 郵便による申込みの場合は、受験票を郵送しますが、8月31日までに到着しない場合は、電話で牟岐町役場総務課(Tel0884-72-3412)へ連絡してください。

ウ 受験票の写真は申込みの際にはってはいけません。申込み後、受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真(縦4.5cm、横3.5cm)をはって試験当日必ず持参してください。

※障がい者の方で身体上の理由により、自家用車での来場や車いす、拡大鏡などの使用を希望する(各自で用意ください。)など受験に際して、試験場等に何らかの配慮を必要とされる方は、受験申込書別紙(調査票)にその旨を必ず記入ください。なお、記入のない事項については、試験当日に対応できない場合があります。

6 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者の発表は、令和3年10月に牟岐町の指定する掲示板に公告するとともに、合格者には文書で通知します。

(2) 第2次試験合格者の発表は、令和3年11月以降に牟岐町の指定する掲示板に公告するとともに、合否にかかわらず文書で通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は、必ずしも全員採用されるとは限りません。
- (2) 受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。
- (3) 採用は、原則として令和4年4月1日以降です。
- (4) 採用された場合の給与は、牟岐町給与条例に基づき支給されます。

8 その他

- (1) この試験についての問い合わせは、牟岐町役場総務課（Tel0884-72-3412）へ連絡してください。
- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は光学読取をしますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限りません。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。
- (4) 試験場に駐車場はありません。公共交通機関を利用してください。
なお、送迎に限り正門からの車の乗り入れを認めます。警備員の指示に従い、所定の場所にて乗降してください。
- (5) 自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに牟岐町のホームページでお知らせします。